活動奨励補助金について

1. 活動奨励補助金とは

文教大学学園校友会は、校友会公認団体に対して活動奨励補助金を交付しています。

【活動奨励補助金に関する規程】 (文教大学学園校友会公認団体規程 第8条第1項第2号) 活動奨励補助金は、補助を必要とする活動に直接交付され、その使途は申請された活動に限定する。活動奨励補助金の交付及びその金額は、申請されたものを基に役員会にて決定する。

2. 活動奨励補助金の交付基準

(1) 交付目的

文教大学学園校友会は、校友会会則第3条に定める本会の目的に則り、校友会公認団体に対しその活動を一層活発化させることを目的として活動奨励補助金を交付する。

(2) 交付対象

各団体の活動のうち、以下に該当する活動を優先的に支援する。

- (ア) 新規事業
- (イ) 当年度のみの試験的な企画
- (ウ) 未入会者や新入会者に対する広報活動
- (エ)継続事業のプラスアルファ部分

(3) 具体的交付基準

- 1) 前の年度に交付対象の活動として認められたものが、後の年度にほぼ同内容で申請された場合は、その活動実績や、校友会および各団体の財務状況を勘案しながら、申請毎に再審議して補助金額を決定する。
- 2) 懇親会については、原則として費用の半額まで、かつ一人当たり 5000 円までを限度として補助する。
 - 2 開催イベント中の昼食代、茶菓代については、参加者一人当り 1500 円までを限度として全額を補助する。ただし、昼食と懇親会を兼ねる場合は懇親会として補助する。また、昼食や茶菓とは別に懇親会を設ける場合は、昼食代や茶菓代は一人当り 1500 円までを限度として全額を補助し、懇親会費は半額を補助するが、昼食代等をあわせて一人当り 5000 円を限度とする。
 - 例① 昼食用弁当代 1300 円 \rightarrow 全額 1300 円補助 [補助限度額 1500 円]
 - 例② 昼食&懇親会 2500 円 → 半額 1250 円補助 [補助限度額 5000 円]
 - 例③ 昼食弁当代800円、お茶(ペット)150円、後刻懇親会1万円
 - → 弁当代・お茶代全額補助+懇親会費半額補助 [総補助限度額 5000 円] 800 円+150 円+5000 円=5950 円 上限により 5000 円補助
- 3) 旅費交通費(交通費・宿泊費のみ、日当は補助対象外)については、原則として費用の半額までを限度として補助する。
- 4) 記念品等物品を制作し各団体名で配付する場合は、原則として費用の8割を限度として補助する。
- 5) 各団体が毎年継続して実施している活動(会報発行、総会開催など)は、原則として活動奨励補助金の対象としない。
- 6) 財政基盤の弱い団体については、継続的な活動を含め優先的に支援する。
- 7) 申請された全額ではなく、一部金額を補助することがある(活動内容や資金状況などを勘案して決定する)
- 8) 申請は、これから行う予定の活動について申請できる。すでに行った活動について は申請できない。
 - ※ 「財政基盤の弱い団体」とは、校友会からの補助金を除いた年間の活動費が、 概ね100万円以下の団体をいう。

3. 申請方法

「活動奨励補助金申請用紙」に必要事項を記入のうえ、申請締切日までに校友会室へ提出する。

~ 申請締切日 ~

<第1次申請> 前年度11月第2土曜日

<第2次申請> 前年度 3月末

<第3次申請> 当年度 6月末

4. 審査

役員会にて審議のうえ交付の有無及び交付金額を決定し、結果を校友会室より通知する。 なお、実際の活動において経費が予定を超過した場合でも、交付金の増額はしない。

5. 交付方法

原則:活動の補助対象となった部分(費用)について、当該業者に校友会宛の請求書を発行してもらい、校友会から直接業者に支払う。

別法:団体で立替払いし、校友会宛の領収書をもらう。領収書とひきかえに、校友会から団体に支払う。

~ 交付の申請 ~

交付申請書に必要事項を記入のうえ、請求書・領収書等を添付し校友会室まで提出する。

6. 備考

活動奨励補助金の対象となった事業について、校友会への事業報告時に必ず報告するものとする。

7. 参考

- (1) 「活動奨励補助金申請用紙」
- (2) 「活動奨励補助金申請用紙(記入例)」
- (3) 「活動奨励補助金交付申請書」
- (4) 「活動奨励補助金交付申請書(記入例)」

(2016/12/3 役員会決定により一部改正)